

下呂市軽自動車税（種別割）の減免に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和 3 年 1 月 8 日

下呂市長 山 内 登

令和 2 年下呂市告示第 5 号

下呂市軽自動車税（種別割）の減免に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、下呂市税条例（平成 16 年下呂市条例第 58 号）第 89 条第 1 項に掲げる公益のため直接専用する軽自動車等に対する軽自動車税（種別割）の減免（以下「公益減免」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（公益減免の対象）

第 2 条 公益減免の対象となる軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。以下同じ。）は、次の各号いずれかに該当する軽自動車等とする。

- （1） 自己の所有する軽自動車等で、国又は地方公共団体に無償で貸し付けているもの
 - （2） 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業を営業者が所有する軽自動車等で、専らその社会福祉事業のために使用するもの
 - （3） 下呂市から補助を受けて社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業に類する事業を営業者が所有する軽自動車等で、専らその社会福祉事業のために使用するもの
 - （4） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 4 若しくは第 72 条の 5 に掲げる法人が所有する軽自動車等で、専ら集団検診、巡回診療、訪問看護又は患者輸送のために使用するもの
 - （5） 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条に規定する介護保険施設の開設者が所有する軽自動車等で、専らその施設の運営のために使用するもの
 - （6） 前 5 号に掲げるもののほか、市長が公益のために直接専用すると認めるもの
- （その他）

第 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。